

指定都市の区の組織等の状況(札幌市～浜松市)

	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
指定都市移行年月日	昭和47年4月1日	平成元年4月1日	平成15年4月1日	平成4年4月1日	昭和31年9月1日	昭和47年4月1日	平成22年4月1日	平成19年4月1日	平成17年4月1日	平成19年4月1日
住民基本台帳に基づく人口(令和3年1月1日現在)	1,961,575	1,065,932	1,324,589	974,726	3,760,048 令和2年12月末現在	1,521,104	718,601	784,774 令和2年12月末現在	694,296 令和2年12月末現在	799,966
市域面積[令和2年10月現在]	1,121	786	217	272	435	144	329	726	1,412	1,558
区数(区)	10	5	10	6	18	7	3	8	3	7
1区平均人口(令和3年1月1日現在)	196	213	132	162	208	217	240	98 令和2年12月末現在	232 令和2年12月末現在	114
最大区人口(区名)(令和3年1月1日現在)	286 (北区)	293 (青葉区)	192 (南区)	210 (中央区)	350 (港北区)	260 (中原区)	278 (南区)	175 (中央区) 令和2年12月末現在	252 (葵区) 令和2年12月末現在	237 (中区)
最小区人口(区名)(令和3年1月1日現在)	113 (清田区)	137 (若林区)	93 (西区)	130 (緑区)	103 (西区)	172 (幸区)	170 (緑区)	44 (南区) 令和2年12月末現在	210 (駿河区) 令和2年12月末現在	27 (天竜区)
1区平均面積[令和2年10月現在]	112	157	22	45	24	21	110	91	471	223
職階位(本庁●●級)	局長級	局長級	局長級	部長級 (中央区:局長級)	局長級	局長級	局長級	部長級 (他政令市の局長級に準ずる)	局長級	部長級 (他政令市の局長級に準ずる)
市長の出席	予委・決委は全区長出席、常委に関係区長が出席する場合あり	本会議・委員会とも全区長出席	予委・決委(区審査)は、全区長が出席	本会議・委員会とも関係区長出席	予委・決委・常委に関係区長が出席する場合あり	本会議代表質問に全区長出席、一般質問・予委・決委・常委に関係区長出席	本会議は全区長出席、常委員は関係区長出席	本会議・委員会とも全区長出席	本会議は全区長出席、常委員は関係区長が出席する場合あり	本会議は関係区長のみ出席、委員は全区長出席
区役員数	3,256人	1,526人	1,553人	972人	7,887人	2,369人	320人	2,092人	544人	942人
職員数	149%	10%	10%	8%	18%	12%	4%	19%	6%	10%
1区平均職員数	326人	305人	155人	162人	438人	338人	107人	262人	181人	134人
市民分野	市民部 3課	区民部 3課 まちづくり推進部 3課	くらし応援室 区民生活部 5課	地域振興課 市民総合窓口課	総務部 6課	まちづくり推進部 4課 区民サービス部 2課	区政策課 地域振興課 区民課 まちづくりセンター	地域総務課 戸籍住民課	地域総務課 区民生活課	区振興課 区民生活課 まちづくり推進課
保健福祉	保健福祉部 4～7課	保健福祉センター 7～8課	健康福祉部 5課	保健福祉センター 4～5課	福祉保健センター 6課	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所) 6課	健康福祉課 保健課	保険年金課 健康支援課 福祉事務所 4課	社会福祉課 長寿保険課 健康づくり課	
土木・建築	土木部 1課	建設部 3課			土木事務所	道路公園センター 2課	建設課			
産業分野							産業振興課			
福祉	○(移行時～)	○(移行時～)	○(移行時～)	○(移行時～)	○(昭和52年～)	○(平成7年～)	×(健康福祉局)	○(移行時～)	○(移行時～)	○(移行時～)
保健所	×(保健福祉局)	○(平成8年～)	△(一部機能を全区へ移管)	△(一部機能を全区へ移管)	○(平成8年編入、平成19年～支所化)	○(平成9年編入、平成28年～支所化)	×(健康福祉局)	△(申請窓口機能を全区へ移管)	×(保健福祉長寿局)	×(健康福祉部)
保健センター	○(平成9年～)	○(平成8年～)	○(移行時～)	○(平成9年～)	—	—	×(健康福祉局)	○(移行時～)	○(平成28年4月～)	○(平成22年～)
土木	○(移行時～)	○(移行時～)	×(建設局)	△(一部機能を全区へ移管)	○(平成17年～)	○(平成15年～)	×(都市建設局)	△(道路新設工事業務の一部を全区へ移管)	×(建設局)	×(土木部)
建築	×(都市局)	○(移行時～)	×(建設局)	×(都市局)	×(建設局)	×(まちづくり局)	×(都市建設局)	×(建設部)	×(都市局)	×(都市整備部)
農務	×(経済局)	×(経済局)	—	×(経済農政局)	×(環境創造局)	×(経済労働局)	×(環境経済局)	△(6箇所)	×(経済局)	×(産業部)
予算要求先	【管理予算】 区独自事業 市民担当部局 【その他】 事業担当部局	【区独自事業】 財政担当部局 【その他】 事業担当部局	【管理予算】 区独自事業 財政担当部局 【その他】 事業担当部局	【区自主企画事業】 財政担当部局 【その他】 事業担当部局	【区執行事業】 市民担当部局 【局執行事業】 事業担当部局	【管理予算】 区独自事業 財政担当部局 【局執行事業】 事業担当部局	財政担当部局	財政担当部局	【区独自事業】 財政担当部局 【局執行事業】 事業担当部局	【管理予算】 区独自事業 財政担当部局 【その他】 事業担当部局
事業名	未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	①区民協働まちづくり事業 ②地域活性化推進事業 ③地域生活関連整備事業	区まちづくり推進事業	区自主企画事業	個性ある区づくり推進費(自主企画事業費)	地域課題対応事業費	区政推進事業	特色ある区づくり予算	①区の魅力づくり事業 ②環境整備事業	①地域力向上事業 ②区大企業(区独自の特色ある事業)
令和3年度予算額	350百万円 (1区あたり130～40百万円)	①90百万円 (1区平均18百万円) ②33百万円 (1区平均6百万円) ③156百万円 (1区平均31百万円)	1,622百万円 (1区平均162百万円)	80百万円 (1区平均10百万円)	1,845百万円 (1区平均103百万円)	416百万円 (1区平均59百万円)	62百万円 (1区あたり15～27百万円)	231百万円 (1区平均29百万円)	①36百万円 (1区あたり12百万円) ②9百万円 (1区あたり3百万円)	①92百万円 (1区あたり9～33百万円) ②73百万円 (1区あたり9～25百万円)
配分方法等	区の事業計画に合わせて配分	各区が直接財政担当部局へ予算要求	各区が直接財政担当部局へ予算要求	各区が直接財政担当部局へ予算要求	基礎額として18区一律に配分する他、人口などの地域特性等に応じて配分	各区一律5百万円 各区が直接財政担当部局へ予算要求	政策的経費等(特外経費)を除き、財政担当部局が配分	各区25百万円 + 人口面積に応じた加算分を上限に要求	各区が直接財政担当部局へ予算要求	各区が直接財政担当部局へ予算要求

※凡例：当該組織を全ての区に編入しているものを「○(編入年)」、一部の区に編入しているものを「△(箇所数)」、本庁が直接管理しているものを「×(所管部局名)」

※特に指定のない限り、令和3年4月1日現在。

※「全職員」は、令和2年「地方公共団体職員管理調査」における対象職員とする。

※全職員に占める区役所職員の割合は、小数点以下を四捨五入した値とする。

指定都市の区の組織等の状況(名古屋市～熊本市)

	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
指定都市 移行年月日	昭和31年9月1日	昭和31年9月1日	昭和31年9月1日	平成18年4月1日	昭和31年9月1日	平成21年4月1日	昭和55年4月1日	昭和38年4月1日	昭和47年4月1日	平成24年4月1日
住民基本台帳に 基づく人口 (令和3年1月1日現在)	2,300,416	1,456,711	2,739,963	831,481 令和2年12月末現在	1,515,590	708,155	1,194,817	944,496	1,562,767	732,643
市域面積 [令和2年 10月現在]	326	828	225	150	557	790	907	492	343	390
区数(区)	16	11	24	7	9	4	8	7	7	5
1区 の 平均人口 (令和3年1月1日現在)	143	132	114	118	168	177	149	135	223	147
最大区人口 (区名) (令和3年1月1日現在)	250 (緑区)	276 (伏見区)	195 (平野区)	159 (北区)	238 (西区)	296 (北区)	245 (安佐南区)	252 (八幡西区)	316 (東区)	191 (東区)
最小区人口 (区名) (令和3年1月1日現在)	65 (熱田区)	36 (東山区)	64 (大正区)	38 (美原区)	94 (長田区)	94 (東区)	79 (安芸区)	57 (戸畑区)	126 (城南区)	91 (西区)
1区 の 平均面積 [令和2年 10月現在]	20	75	9	21	62	197	113	70	49	78
職階位 (本庁●●級)	局長級	局長級	本庁局長より上位 で一般職のトップ (指定職)	局長級	局長級	局長級	局長級	局長級	局長級	局長級
市長 の 議会 へ の 出席	-	通常は出席なし、要請 により出席	本会議は区長会議の代 表者(正副会長)3区長が 出席、代表費贈、一般質問 等で出席を求めた区長は 出席する。 委員会は委員から出席要 請があった場合に区長が 出席、また、区長として 説明(職務の発露を含む) がある場合は出席。	本会議は関係区長のみ 出席、委員会は全区長 出席	通常は出席なしである が、要請により出席可 能	-	-	-	当初議会の代表質疑の み全区長出席	本会議及び常任委員会 に全区長出席
区 職 員 数	3,352人	2,014人	4,743人	954人	1,879人	512人	1,808人	1,763人	2,537人	1,139人
職 員 に 占 め る 区 の 職 員 数	10%	10%	13%	9%	9%	6%	13%	15%	15%	12%
1 区 の 平均 職員 数	210人	183人	198人	136人	209人	128人	226人	252人	362人	228人
市民 分野	区政部 2課2室	地域力推進室 区民部 1課	総務課 市民協働課 窓口サービス課	企画総務課(南区役所) は総務課、区政企画 室) 自治推進課 市民課	総務部 3課 (まちづくり課、市民課、 保険年金医療課)	総務・地域振興課 市民保険年金課	市民部 4課 会計課	総務企画課 コミュニティ支援課 市民課	総務部 4課 市民部 4課	総務企画課 区民課 まちづくりセンター
保健 福祉 分野	保健福祉センター(福祉 部)3課 保健福祉センター(福祉 部を除く)部署数は 区によって異なる	健康福祉部 4課 子どもはぐみ室	保健福祉課	保険年金課 保健福祉総合センター 4課	保健福祉部 3課 (福祉事務所) 健康福祉課 こども家庭支援課 生活支援課	厚生部 3課	福祉事務所 4課 国民年金課	保健福祉センター 6課	保健福祉部 3課(福祉 事務所)	
土木・建 築 分野	-	-	-	-	-	地域整備課	建設部3課 又は 農林建設部4課	まちづくり整備課	地域整備部 3課	土木センター
産業 分野	-	-	-	-	-	農林水産振興課	-	-	-	-
福祉 施設	○ (平成3年～)	○ (平成9年～)	○ (昭和39年～)	○ (移行時～)	○ (平成8年～)	○ (保健福祉局)	○ (移行時～)	○ (平成6年～)	○ (移行時～)	○ (移行時～)
保健 所	× (健康福祉局)	× (保健福祉局)	× (健康局)	× (健康福祉局)	× (健康局)	× (保健福祉局)	× (健康福祉局)	× (保健福祉局)	○ (平成9年～)	× (健康福祉局)
健 一 心 サ タ	-	○ (平成22年～)	○ (平成14年～)	○ (移行時～)	○ (平成10年～)	○ (保健福祉局)	○ (平成9年～)	○ (平成6年～)	-	○ (移行時～)
土 木 事 務 所	× (建設土木局)	× (建設局)	× (建設局)	× (建設局)	× (建設局)	○ (移行時～)	○ (移行時～)	○ (建設局)	○ (移行時～)	○ (令和3年～)
建 築 課	× (住宅都市局)	× (都市計画局)	× (都市計画局)	× (建設都市局)	× (建築住宅局)	× (都市整備局)	○ (移行時～)	× (建設都市局)	× (住宅都市局)	× (都市建設局)
農 事 務 所	× (農業委員会)	× (産業観光局)	× (経済戦略局)	× (産業振興局)	× (経済観光局)	○ (移行時～)	△ (4箇所)	× (産業経済局)	× (農林水産局)	× (農水局)
予 算 要 求 先	①区役所担当部局へ予 算要望 ②事業担当部局へ区が 事業提案 ③財政担当部局へ予算 要求	【区民提案・共汗型まち づくり支援事業予算】 区役所担当部局 事業提案 【その他】 事業担当部局	財政担当部局	財政担当部局	事業担当部局	財政担当部局	事業担当部局	区役所担当部局	財政担当部局	【管理経費、区のみま ちづくり推進経費】 財政担当部局 【その他】 事業担当部局
区 に お け る 自 主 事 業 予 算	①自主的・主体的な区 政運営 ②区提案連携事業 ③区の特長に応じたま ちづくり事業	区民提案・共汗型まち づくり支援事業	区の区域内の基盤自治 に関する施策・事業 ※区の区域内の基盤自 治に関する施策・事業 については、区役所予 算(区民自由経費)及び 局予算(区OM自由経 費)について、区長(区 OM)が決定権を有し、 区政を総合的に展開	区域まちづくり事業	区の特長をのぞきま ちづくり事業	各区まちづくり推進事 業	①区の魅力と活力向上 推進事業 ②区政運営調整費 ③まちづくり振興費	区行政推進事業	区役所事業費 (魅力づくり事業等)	まちづくり推進経費 復興支援自治推進経費
令 和 3 年 度 額	①162百万円 (1区平均約10百万円) ②70百万円 ③85百万円	201百万円 (1区平均18百万円)	27,422百万円 (1区平均11,493百万円) ※区民自由経費 10,640百万円、 区OM自由経費 16,782 百万円	269百万円 (1区平均38百万円)	468百万円 (1区平均52百万円)	102百万円 (1区平均26百万円)	①108百万円 (1区平均12.9百万円) ②4百万円 (1区平均0.5百万円) ③1.9百万円 (1区平均0.2百万円)	146百万円 (1区あたり17～26百 万円)	328百万円 (1区平均46百万円)	103百万円 (1区平均20百万円)
配 分 方 法 等	①約8割は均等割、約2 割は人口割で配分 ②局で執行 ③各区が直接財政担 当部局へ予算要求	約5割は均等配分、残り 約5割は人口配分	基準財政需要額的な考 え(人口や道庁面積 などの客観的な指標) にもとづき算出し、財源 として配分	各区が直接財政担当 部局へ予算要求	各区からの要求に基づ き配分	各区が直接財政担当 部局へ予算要求	各区からの要求に基づ き配分	確定額を区の規模に 応じて按分配分	各区が直接財政担当 部局へ予算要求	各区が直接財政担当 部局へ予算要求

※凡例：当該組織を全ての区に編入しているもの「○(編入年)」、一部の区に編入しているもの「△(箇所数)」、本庁が直接管理しているもの「×(所管部局名)」

※特に指定のない限り、令和3年4月1日現在。

※「全職員」は、令和2年「地方公共団体職員調査」における対象職員とする。

※全職員に占める区役所職員の割合は、小数点以下を四捨五入した値とする。

区長への事務委任の状況

(令和3年4月1日現在)

		札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	
委任事務の分野	事務の例																					
総務関係	印鑑証明、身分証明、就学証明等の諸証明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	市税の賦課、徴収、督促、滞納処分					○															○	
	その他	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○
コミュニティ関係	地縁団体の認可、印鑑登録、証明					○		○	○		○	○		○								
	市民利用施設の維持管理や使用料徴収		○		○	○	○					○				○						
	その他	○		○	○	○		○			○	○			○							○
災害対策関係	災害時における避難立退勧告指示					○																
	水難救護法に基づく水難救護					○	○				○	○				○						
	その他		○			○		○				○		○								○
国民健康保険関係	国民健康保険被保険者資格	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	
	国民健康保険料賦課徴収	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○		○			○	○	○	
	その他	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○		○			○	○	○	
介護保険関係	介護保険被保険者資格	○	○		○	○	○					○	○			○			○	○	○	
	介護保険料賦課徴収	○	○		○	○	○					○	○			○			○	○	○	
	その他	○	○		○	○	○					○	○			○			○	○	○	
後期高齢者医療保険関係	後期高齢者医療保険諸届に関する事務	○				○		○				○	○			○				○	○	
	後期高齢者医療保険料賦課徴収	○	○		○	○	○					○	○		○	○			○	○	○	
	その他	○	○		○	○	○					○	○		○	○			○	○	○	
障害者支援関係	特定障害者給付金の事務	○	○		○	○	○				○	○			○	○			○	○	○	
	障害者総合支援法の規定による介護給付費等の支給に関する事務	○			○	○						○				○					○	
	その他	○			○	○									○						○	
衛生関係	火葬施設利用許可、埋火葬許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	行旅病人、行旅死亡人の取扱いに関する事務										○		○	○		○						
	その他											○										○
土木・建築関係	道路、河川等の占有許可		○																			○
	屋外広告物許可、申請手数料徴収		○																			○
	その他		○																	○		○

事務分掌条例制定の状況

(令和3年4月1日現在)

指定都市名	条例名	条例に規定されている分掌事項	具体的な事務の例
札幌市	札幌市区の設置等に関する条例	(1) 区のまちづくりに係る総合調整に関する事項 (2) 区の住民生活に関する事項 (3) 区の道路、公園及び河川の管理及び工事に関する事項 (4) 区の社会福祉、子どもの育成及び保健衛生に関する事項	(1) 区行政の推進に係る事項の調査、企画及び調整など (2) 住民記録、戸籍、印鑑登録、防犯、区災害対策、住民組織の振興など (3) 道路、公園、河川の維持管理、道路等の除雪の計画及び除雪に係る地域との連携など (4) 地域福祉、区民生委員・児童委員、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、高齢者・障がい者福祉、介護保険制度、母子保健・地域子育て支援事業、生活保護、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金など
仙台市	仙台市区の設置等に関する条例	(1) 区の事務及び事業の推進に係る総合調整に関する事項 (2) 区民生活及び区の地域づくりに関する事項 (3) 区の社会福祉及び社会保障に関する事項 (4) 区の保健衛生に関する事項 (5) 区の緑地及び公園に関する事項 (6) 区の道路に関する事項 (7) 区の建築に関する事項	(1) 区役所内事務の連絡調整等 (2) 区民協働まちづくり事業、まちづくり活動助成等 (3) 児童手当、生活保護等 (4) 予防接種、食品営業の許可及び登録等 (5) 公園の新設・維持管理等 (6) 道路の新設及び改築・維持修繕等 (7) 建築物の敷地と道路の関係の建築許可、建築相談等
さいたま市	さいたま市区の設置等に関する条例	(1) 区民の生活に関すること (2) 区民の健康及び福祉に関すること	(1) 戸籍の記載及び編製に関することなど (2) 民生委員・児童委員に関することなど
千葉市	千葉市区の設置等に関する条例	(1) 区の活性化及び区における課題の解決に関する事項 (2) 区民に身近な行政サービスに関する事項	(1) 区民参加行事の実施、地域文化の振興、地域防犯活動の推進、自主防災組織の育成支援及び地域交通安全対策の実施等 (2) 住民異動届及び戸籍届の受理、住民票及び印鑑登録証明等各種証明の交付、国民健康保険に関する資格得喪・給付、高齢者、障害者及び子どもの福祉に関する各種手当の申請受付・給付、介護保険の資格得喪・給付、道路の簡易修繕等
横浜市	横浜市区役所事務分掌条例	(1) 区の行政運営に係る企画及び総合調整に関する事項 (2) 区における地域の振興に関する事項 (3) 区における戸籍及び住民基本台帳に関する事項 (4) 区における社会福祉、保健及び衛生に関する事項 (5) 区における住民の安全に資するまちづくりに関する事項 (6) その他区における住民に身近な行政サービスに関する事項	(1) 区の運営方針、地域福祉保健計画など (2) 地域課題解決に向けた総合調整、自治会・町内会に関すること、生涯学習の支援など (3) 転入・転出などの異動届、住民票の写しの発行、婚姻・出生・死亡などの届出など (4) 民生委員・児童委員、食品関係営業許可、高齢者福祉保健サービス、母子健康手帳、生活保護、国民健康保険・介護保険など (5) 防災に関すること、交通安全運動、道路の舗装・修繕・改良など (6) 自動車仮ナンバー、各種税証明書の申請、公金の収入・支出等の事務など
川崎市	川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例	(1) 安全で安心なまちづくりに関すること。 (2) 地域における保健衛生、社会福祉及び社会保障に関すること。 (3) 子ども及び子育ての支援に関すること。 (4) 暮らしやすい地域づくりに関すること。 (5) その他区民に身近な行政サービスに関すること。	(1) 交通安全対策、り災証明書発行 (2) 感染症対策、犬の登録 (3) 児童扶養手当 (4) 町内会に関すること (5) 住民票の写しの発行
相模原市	相模原市区の設置等に関する条例	(1) 区のまちづくりに関すること。 (2) 区民生活に関すること。	(1) 区別基本計画推進事業、区の魅力づくり事業、地域活性化事業等 (2) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録に関する事務等

指定都市名	条例名	条例に規定されている分掌事項	具体的な事務の例
新潟市	新潟市区役所事務分掌条例	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区政の基本的な計画及び重要施策の企画に関する事項 (2) 区自治協議会に関する事項 (3) 地域コミュニティの振興に関する事項 (4) 文化及びスポーツの振興に関する事項 (5) 広報及び広聴に関する事項 (6) 住民基本台帳及び戸籍に関する事項 (7) 国民健康保険に関する事項 (8) 環境衛生及び一般廃棄物に関する事項 (9) 社会福祉及び保健に関する事項 (10) 介護保険に関する事項 (11) 産業の振興に関する事項 (12) 観光の振興に関する事項 (13) 都市計画に関する事項 (14) 道路及び公園に関する事項 (15) 防災、防犯及び交通安全に関する事項 (16) 予算その他財務に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区ビジョンの策定 (2) 区自治協議会の運営 (3) 地縁団体の認可 (4) 文化・スポーツイベントの実施 (5) 区だよりの発行 (6) 諸証明の交付 (7) 国民健康保険料の賦課、徴収 (8) ごみの相談 (9) 児童手当の認定・支給 (10) 要介護認定 (11) 商工業の融資制度 (12) 観光資源の管理・支援 (13) 開発行為の許可 (14) 道路の整備及び維持管理 (15) 防災意識の啓発 (16) 区役所の予算及び決算の総括
静岡市	静岡市区の設置等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区の市民生活に関する事項 (2) 区の社会保障に関する事項 (3) 区社会福祉に関する事項 (4) 区の保健衛生に関する事項 (5) 区の子どもの育成に関する事項 (6) 区の防災に関する事項 (7) 市民との協働及び市民参画による区の個性を生かしたまちづくりの推進に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民相談に関すること (2) 国民健康保険に関すること(市長が定めるものを除く。) (3) 高齢者の総合相談に関すること (4) 健康増進法に定める保健指導の実施に関すること (5) 児童手当、児童扶養手当及び子ども手当の支給に関すること (6) 区の防災訓練に関すること (7) 区の魅力づくり事業に関すること
浜松市	浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> (1) まちづくりに関する事項 (2) 社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項 (3) 子どもに関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、区民に身近な行政サービスに関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域振興事業 (2) 国民健康保険に係る事務 (3) 児童手当、児童扶養手当に係る事務 (4) 印鑑登録証明
名古屋市	区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区政の総合的な企画及び調整を行うことによる総合行政の推進に関すること。 (2) 区の特性に応じたまちづくりに関すること。 (3) 区民の生活、福祉及び保健その他区民に身近な行政サービスに関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区内・局・地域との連絡・調整 (2) 歴史・風土などの区の特性に応じたまちづくり (3) 住民基本台帳に関すること、児童及びひとり親家庭等の福祉に関すること等
京都市	京都市区役所事務分掌条例	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区民が主体のまちづくりの推進及びその推進に関する総合的な調整に関すること。 (2) 地域コミュニティの活性化、地域の安心かつ安全なまちづくりの推進及び個性をいかした活力あふれる地域づくりに資する取組の実施に関すること。 (3) 区民のための社会福祉、社会保険及び保健衛生に関すること。 (4) 区民に身近な行政サービスの提供に関すること。 (5) 区に関する情報の収集及び提供に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、地方自治法第153条第1項の規定に基づき市長が区長に委任する事務に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区基本計画、区民のまちづくり活動の支援など (2) 地域振興、市政協力委員、災害対策など (3) 介護保険、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険など (4) 戸籍、住民基本台帳など (5) 広報及び広聴など (6) 行旅病人・行旅死亡人、埋葬許可など
大阪市	区の事務所の名称、位置及び所管区域並びに事務分掌に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区における地域づくり及び安全で安心なまちづくりに関する事項 (2) 区における社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項 (3) その他区民に身近な行政サービスに関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の振興、地域の防犯対策及び安全対策など (2) 保健福祉に係る総合相談及び地域支援、国民健康保険、母子保健など (3) 統計調査、戸籍及び住民基本台帳など

指定都市名	条例名	条例に規定されている分掌事項	具体的な事務の例
堺市	堺市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び分掌事務を定める条例	(1)まちづくりに関する事項 (2)区民生活に関する事項 (3)社会福祉に関する事項 (4)医療保険、介護保険及び国民年金に関する事項 (5)保健衛生に関する事項 (6)子育て支援に関する事項 (7)その他区民に身近な行政サービスに関する事項	(1)地域の主要施策に係る企画及び調整に関する事など (2)住民票の写し等及び印鑑登録証明書の交付に関する事など (3)生活保護法に基づく給付に関する事など (4)国民健康保険料の賦課に関する事など (5)地域住民の健康の保持及び増進に関する事など (6)育児相談、ひとり親家庭相談及び女性相談に関する事など (7)市民相談に関する事など
神戸市	神戸市区の設置等に関する条例	(1)区の住民生活に関する事項 (2)区の安全で安心なまちづくりに関する事項 (3)区社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項 (4)区の子供の育成等に関する事項	(1)諸証明の発行、各種届出、年金・保険関係の業務 (2)防災・地域活性、コミュニティ支援業務 (3)民生委員、障害者支援、食品・環境・動物の衛生に係る相談業務など (4)子育て支援の推進に関する事
岡山市	岡山市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域並びに任務を定める条例	(1)区民に身近な行政サービスの提供 (2)区の特性をいかした地域の振興 (3)区域内の道路、河川、公園等の整備及び維持管理による生活環境の向上 (4)区域内における災害への対応	(1)戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等に関する事務 (2)まちづくり推進事業関連事務 (3)区域内の生活道路等の整備及び維持管理に関する事務 (4)各区の災害対策本部等に関する事務
広島市	広島市区の設置等に関する条例	(1)広報及び広聴に関する事。 (2)まちづくりの推進に関する事。 (3)危機管理に関する事。 (4)国民健康保険及び国民年金に関する事。 (5)社会福祉に関する事。 (6)保健衛生に関する事。 (7)介護保険に関する事。 (8)後期高齢者医療に関する事。 (9)農林業その他産業に関する事。 (10)建築及び住宅に関する事。 (11)道路、公園その他施設に関する事。 (12)その他住民に身近な行政サービスであつて市長が定めるものに関する事。	(1)広報紙の作成 (2)区の魅力と活力の向上推進 (3)区災害警戒本部・対策本部の運営 (4)国民健康保険の加入・脱退 (5)生活保護の決定・相談・指導 (6)成人と高齢者の健康相談・健康診断 (7)介護保険者証の交付 (8)後期高齢者医療の手続き (9)農業の技術指導 (10)市営住宅の入居申込・維持管理 (11)道路・橋りょうの新設・改良 (12)印鑑登録・証明
北九州市	区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例	(1)区が主体となつて行うまちづくりに関する事項 (2)区におけるコミュニティの活動の支援に関する事項 (3)住民基本台帳及び戸籍に関する事項 (4)区における社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項 (5)区における道路その他土木に関する事項 (6)区における子ども及び家庭に係る行政サービスに関する事項 (7)その他区における行政サービスに関する事項	(1)区行政推進事業 (2)自治会等の地域コミュニティの支援 (3)住民票の発行 (4)国民健康保険 (5)道路の維持補修 (6)子ども医療 (7)災害対応

指定都市名	条例名	条例に規定されている分掌事項	具体的な事務の例
福岡市	福岡市区の設置等に関する条例	(1) 広報及び広聴に関する事項 (2) 税務に関する事項 (3) 市民生活に関する事項 (4) スポーツに関する事項 (5) 子どもに関する事項 (6) 社会福祉に関する事項 (7) 社会保障に関する事項 (8) 保健衛生に関する事項 (9) 環境保全に関する事項 (10) 廃棄物に関する事項 (11) 文化に関する事項 (12) 公園及び緑地に関する事項 (13) 道路に関する事項 (14) 河川に関する事項 (15) 下水道に関する事項	(1) 市民相談、広報物の配布等 (2) 市税に係る証明及び閲覧等 (3) 印鑑の登録及び証明等 (4) 市民の体力づくりに関すること等 (5) 児童手当の支給等 (6) 特別障害者手当の支給等 (7) 生活保護に基づく金品の支給等 (8) 食品衛生許可等 (9) 清掃相談等 (10) 清掃委託業務の検査等 (11) 具体例：市民文化祭の開催等 (12) 公園、緑地の占用許可等 (13) 道路の舗装及び側溝改良等 (14) 河川の維持修繕等 (15) 下水道及び水路の敷地の寄付採納等
熊本市	熊本市区の設置等に関する条例	(1) 区のまちづくりに関すること。 (2) 区の住民生活に関すること。 (3) 区の保健衛生、社会福祉及び社会保障に関すること。 (4) 法令等に基づき区において処理することとされる事務に関すること。	(1) 地域コミュニティ活動支援等 (2) 各種証明、道路の整備・維持管理、環境衛生関係等 (3) 高齢者・障がい者支援、医療、国保・年金、生活保護関係等 (4) 選挙事務、教育委員会補助執行等

議会における区を単位として調査・審査等を行う仕組みの設置状況

(令和3年4月1日現在)

指定都市名	議会における区を単位として調査・審査等を行う仕組みの有無	設置組織の名称 (設置時期)	委員構成(委員数)	任期	所掌事務・権限等	活動状況
札幌市	無	—	—	—	—	—
仙台市	無	—	—	—	—	—
さいたま市	無	—	—	—	—	—
千葉市	無	—	—	—	—	—
横浜市	有	区づくり推進横浜市会議員会議 (平成6年5月25日)	当該区選出の市会議員(2~8名)	市会議員の任期による	横浜市議会基本条例にて設置を規定 【協議事項】 個性ある区づくり推進費※に関して協議する。また、区の主要事業(区内において局が行う事業及び区配事業を含む)に関して必要に応じ協議する。 ※区の自主企画事業費等によって構成される予算	<ul style="list-style-type: none"> 個性ある区づくり推進費の翌年度予算案に関する協議 個性ある区づくり推進費の当該年度執行計画等に関する協議 個性ある区づくり推進費の前年度実績と当該年度の執行状況及び翌年度予算編成の考え方に関する協議 局が行う事業及び区配事業を含む区の主要事業に関する協議(適宜)
川崎市	無	—	—	—	—	—
相模原市	無	—	—	—	—	—
新潟市	無	—	—	—	—	—
静岡市	無	—	—	—	—	—
浜松市	無	—	—	—	—	—
名古屋市	無	—	—	—	—	—
京都市	無	—	—	—	—	—
大阪市	無	—	—	—	—	—
堺市	無	—	—	—	—	—
神戸市	無	—	—	—	—	—
岡山市	有	大都市制度調査特別委員会 (令和元年5月17日設置)	9名	付議された事件が議会において審議されている間	1 大都市制度に関する調査 2 区別計画と中心市街地のにぎわい創出に関する調査	区別計画の進行管理、評価方法、各地域が抱える課題についての調査を行っている。
広島市	無	—	—	—	—	—
北九州市	無	—	—	—	—	—
福岡市	無	—	—	—	—	—
熊本市	無	—	—	—	—	—

総合区の設置状況

- 総合区を設置している指定都市は無い。(令和2年12月31日現在)

地方自治法に基づく地域自治区・区地域協議会の設置状況

(令和3年1月1日現在)

指定都市名	設置組織	委員構成(委員数)	選任方法	任期	所掌事務・権限等	報酬の有無	令和2年度の活動状況(標準的な区の例)
札幌市	設置なし						
仙台市	設置なし						
さいたま市	設置なし						
千葉市	設置なし						
横浜市	設置なし						
川崎市	設置なし						
相模原市	設置なし						
新潟市	設置なし						
静岡市	設置なし						
浜松市	法第252条の20第7項に規定する区地域協議会(平成19年4月設置)	定数20人(西区・北区・天竜区25人) (以下、各区合計数) ・区協議会が選定した公共的団体等から推薦された者118人 ・区協議会から直接指名された者26人 ・公募による者11人	区協議会が選任する推薦会(区協議会委員3人～7人以内で構成)が、公共的団体等の選定案、公募委員の公募方法案、直接指名委員の推薦案の作成を行い、区協議会が推薦案を承認した後、案に基づき、市長が選任する。	3年(再任は1回限り)	①当該区域に係る市長等からの諮問事項に対する答申 ・当該区の区役所が所掌する事務に関する事項 ・上記のもののほか、市が行う当該区の区域に係る事務に関する事項 ・市の事務処理に当たっての当該区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項 ・新市建設計画に関する事項 ・合併協議会における協議事項その他その協議に係る重要な事務事業に関する事項 ・基本構想及び総合計画その他これらに準じるものとして市長が認める計画に関する事項 ・区役所に係る予算編成に関する事項 ・大規模な組織改編に関する事項 ・区の区域内における、庁舎その他の公用施設及び当該区域の住民生活に密接に関連する 公の施設の設置又は廃止に関する事項 ・これらに掲げるもののほか、規則で定める重要な事項 ②当該区域に係る建議・要望	報酬あり 日額5,000円(会長職は日額6,000円)	年11回(中区協議会)
名古屋市	設置なし						
京都市	設置なし						
大阪市	設置なし						
堺市	設置なし						
神戸市	設置なし						
岡山市	設置なし						
広島市	設置なし						
北九州市	設置なし						
福岡市	設置なし						
熊本市	設置なし						

区単位の住民自治に関する組織の設置状況

(令和3年1月1日現在)

指定都市名	設置組織	委員構成(委員数)	選任方法	任期	所掌事務・権限	報酬の有無	令和2年度の活動状況(標準的な区の例)	その他
札幌市	区民協議会(平成20年度:設置準備開始/平成22年度:全区における設置完了)	区内の各連合町内会をはじめ、小・中学校やPTA、商店街、民間企業、行政機関など、各区の協議会のテーマに応じて区内の多様な団体が参加。	協議会ごとに異なる。	協議会ごとに異なるが、基本なし。	各構成団体の活動内容についての情報共有や、地域課題についての意見交換、具体的な活動の実践など。各協議会が掲げるテーマによって異なる。	報酬なし。	区によって、取り上げるテーマや活動の形態(情報共有、意見交換、実践活動等)は様々である。	
仙台市	設置なし							
さいたま市	設置なし							
千葉市	各区町内自治会連絡協議会	・会長 1名 ・副会長 2名程度 ・会計 2名程度 ・理事 若干名 ・特命理事 若干名(一部の区のみ) ・監事2名 合計 9名程度～	・会長及び副会長は、理事の互選により選出し、総会の承認を受けるものとする。 ・会計は、理事のうちから会長が選任し理事会の承認を受けるものとする。 ・理事は、地区町内自治会連絡協議会(以下「地区連協」とする)会長をもってこれに充てるものとする。 (ただし他区にまたがる地区連協にあつては、該当区内の町内自治会長の代表をもって理事とする。) ・監事は、理事以外の会員から総会において選任する。	1年。ただし再任は妨げない。	(1)町内自治会及び地区連協との連絡調整に関すること。 (2)住民相互の融和及び連帯意識の高揚に関すること。 (3)町内自治会に共通する問題について調査研究を行うこと。 (4)千葉市町内自治会連絡協議会及び関係当局その他団体との連絡及び協力に関すること。 (5)その他必要な事項に関すること。	報酬なし(会議出席時に交通費を支給)	(1)総会 年1回(全区において書面開催) (2)理事会 年4～8回程度(区によって異なる) (3)その他(表彰、活動研修、等)	
横浜市	泉区地域協議会(平成21年4月設置)	・区内12地区に展開している「地区経営委員会※」から、各2名選出。委員合計24名。 ※地区経営委員会:区内12の地区連合町内会の区域を単位として、自治会町内会のほか、地域で活動する団体が構成され、地区内の合意形成を図りながら課題解決に取り組む組織。	・各地区経営委員会からの推薦	・任期2年(再任を妨げない)	①区長の求めに応じて、区政運営、区の事務事業及び地域に関わる区の施策について協議会の構成員の意見を述べること。 ②地域の課題解決について情報交換を行い、区内12地区で活動している地区経営委員会の活動に反映させること。	・報酬なし ・出席委員に費用弁償 2,000円	・定例会(年4回) 区長からの課題検討依頼、情報交換会(他都市の事例研究など)、意見書提出 ・課題検討部会(年3回) 課題に対するグループ討議	
川崎市	設置なし(区における行政への参加のあり方を検討中)。							
相模原市	相模原市緑区区民会議、相模原市中央区区民会議、相模原市南区区民会議(平成22年7月設置)	市内22の地区に設置されたまちづくり会議(任意団体)の代表者、公益的団体の代表者、学識経験者、公募市民等	関係団体については、市長名で推薦を依頼している。公募市民については、公募委員選考委員会により選考する。いずれも市長が委嘱する。	2年(補欠委員の任期は、前任者の残任期間)	市長より諮問される事項 魅力や住みよさを高めること及び地域課題の解決 地域活動団体等の活動支援や活性化 その他区民会議の目的達成に必要な事項	(報酬) 12,600円 / 日額 (費用弁償) 勤務1日につき、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出したその者の勤務1回の通勤に要する運賃の額に相当する額 市外から市内に入った直近の鉄道駅又はバス停までとする。ただし、鉄道駅又はバス停が市外にあるときは、市外にある当該鉄道駅又はバス停までとする。	協議会名:中央区区民会議(開催実績) 第1回 令和2年7月15日 第5期中央区区民会議活動報告書(案)について 第2回 令和2年8月25日 会長、副会長の選出について ほか 第3回 令和2年12月9日 第6期中央区区民会議の重点行動について ほか 第4回 令和3年3月29日 第6期中央区区民会議の重点行動について	

指定都市名	設置組織	委員構成(委員数)	選任方法	任期	所掌事務・権限	報酬の有無	令和2年度の活動状況(標準的な区の例)	その他
新潟市	区自治協議会(平成19年4月1日) ※令和元年度から地方自治法による位置づけの見直し実施	【委員構成】 区内の地域コミュニティ協議会から選出された者、区内の公共的団体等から選出された者、有識者等、公募による者 【委員数】 30人以内で構成(ただし、人口10万人を超える区は、その超える数1万人ごとに1人を上限数に加える)	区長からの推薦に基づき市長が委員として委嘱する。区長の委員推薦に当たっては、区自治協議会による選出手続を経たうえで行う。	2年(再任について、新潟市附属機関等に関する指針による「通算6年まで」に留意しつつ、各区自治協議会の判断で区の実情に応じた取扱いができるが、公募委員のみ1回まで)	①区民等と市との協働の要として、区民等の参画を通じて多様な意見を調整し、その取りまとめを行うとともに、地域課題の解決及び情報の共有に努める。 ②区の地域課題のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの及び区自治協議会が必要と認めるものについて審議し、市長その他の市の機関に意見を述べる。 ③以下の事項に係る市長の必須意見聴取に対して意見を述べる。 ・総合計画及びこれに準ずる計画(区に関するものに限る。)に関する事項 ・区役所が所管する施設のうち、区民等への影響を考慮して市長が別に定めるものの設置及び廃止に関する事項及び管理に関する基本的事項 ・特色ある区づくり予算に係る事業の企画立案に関する事項	報酬あり(日額3,000円)	協議会名:中央区自治協議会 【全体会・10回開催】 ・令和2年10月30日 令和3年度特色ある区づくり予算に関する事項を審議 【部会・開催回数は部会により異なる】 ・第1部会:令和2年7月10日 提案事業の取組み内容に関する事項を審議 【提案事業の実施】 ・令和元年度に実施した、地元商店街に関する市民アンケート調査結果を踏まえ、同商店街関係者と協働でランチマップを作成。 【委員研修の実施】 ・令和2年11月27日 空き家に関する講演の聴講及び同テーマに関するグループワークを実施。 【広報紙の発行】 ・中央区自治協議会の活動等に関する広報紙を2回発行	区自治協議会は地方自治法第252条の20第7項に規定する区地域協議会であった。しかし、設置から10年を経て、住民自治の推進に大きな役割を果たしてきた一方で、その役割など様々な課題が生じていたことから、平成29年度にあり方を検討し、その結果を踏まえ、令和元年度から、より区の実情に応じた組織となるよう、区地域協議会の枠組みから外すこととした。
静岡市	設置なし							
浜松市	設置なし							
名古屋市	設置なし							
京都市	区民まちづくり会議(総称であり、個別の名称や設置時期は各区によって異なる)	構成員及び人数については、各区の取組によって異なるが、概ね、自治会組織、学識経験者、事業者、NPO法人、市民公募委員など、様々な分野から幅広く区民に参画いただいているケースが多い。	選出方法についても同様で、自治会組織からの推薦を依頼したり、公募による選出を行うなど多岐にわたっており、組織の活性化を図れるよう各区において工夫を行い選出を行っている。	任期は原則2年	各区において違いはあるが、概ね以下の取組を行っている。 ・区基本計画に係る各事業の事業決定、実績報告 ・区基本計画全体の進捗管理・評価	原則、日額1万円以内。ただし、委員長のみに支払うなど、区によって対応は異なる。	次期各区基本計画の策定	
大阪市	(設置組織の名称) 区政会議 (設置根拠) 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例(全市統一) 区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則(全市統一) ○○区区政会議運営要綱(区により異なる) (設置時期) ＜旧根拠規則の施行(改正)＞平成23年7月22日 ＜根拠条例、根拠規則、各区運営要綱の施行＞平成25年6月1日	(委員数) 区政会議の委員の定数に係る基準について、規則第3条第1項において、「10人以上50人以下の範囲内で区長が定める」と規定している。(定数は区により異なる)なお、同条第2項で、「公募等(公募その他の広く区民等のうちから委員を選定する方法をいう。以下同じ。)による委員(当該委員が任期満了後に引き続き選定された場合を含む。)の定数は、委員の定数の10分の1未満であってはならない。」と規定している。 (委員構成・委員の選任方法) 区政会議の委員については、条例第4条第1項において、「(1)区民等(2)学識経験を有する者その他区長が適当と認める者」のうちから区長が選定した者に委託すると規定している。なお、同条第3項で、「区長は、委員の選定に当たっては、公募を活用するなどその構成が区民等の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。」と規定している。		2年(再任は可。再任の回数は、条例第4条第5項において、「連続して3回以上選定されることができない」と規定している。)	・条例第2条第1項に基づき、各区の基礎自治に関する施策等について、立案段階から区民の意見を把握し適宜これを反映させるとともに、施策の実績及び成果の評価にかかわる意見を聴取する。 ・条例第9条第1項においては、区長が講ずるべき措置について、以下のとおり規定している。 第9条 区長は、区政会議における委員の意見を勘案し、必要があると認めるときは、その権限の範囲内において適切な措置を講じなければならない。	・運営要綱において報償金等の支払いの規定あり:4区 ・運営要綱において報償金等の支払いの規定なし:20区 ・専門的知識等の提供を期待して委員をお願いする学識経験者等については、「懇談会等行政運営上の会合等の委員その他の構成員に係る報償金の基準に関する要綱」に基づき、その対価として報償金等を支払うことも考えられる。	・年0回実施:4区(令和元年度については、0区) ・年1回実施:13区(令和元年度については、0区) ・年2回実施:7区(令和元年度については、13区) ・年3回実施:0区(令和元年度については、8区) ・年4回実施:0区(令和元年度については、3区) (条例第12条第1項に基づき、各区長は、必要に応じて区政会議の部会を開催することができることされており、令和2年度には、9区で分野・課題別の部会を開催している。 (令和元年度については、15区)) (※)令和3年1月1日現在の開催状況。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、会議の開催を中止・延期している区役所もあるため、令和元年度の開催状況も付している。	
堺市	区民評議会(平成27年4月1日)	【委員構成】 区域内において公益的な活動に従事する者、学識経験者、公募に応じた者 など 【委員数】 15人以内	区長の選任に基づき市長が委嘱	2年	・市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、又は審査する。 (1)区における施策、事業等に係る総合的な計画の策定及び改定に関する事項 (2)区民の生活に密接な関係のある課題を解決するための施策、事業等の方向性及び方針に関する事項 (3)区域内における地域振興に係る補助金の交付の対象となる事業の選定に関する事項 (4)その他市長が必要と認める事項 ・必要があると認めるときは、(1)(2)に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を具申することができる。	【報酬】あり 【報酬額】10,200円 【費用弁償】あり(ただし、市長が必要と認めるとき) 【費用弁償額】3,200円(日当として)	各区の状況に応じて、年数程度実施している。	
神戸市	設置なし							

指定都市名	設置組織	委員構成(委員数)	選任方法	任期	所掌事務・権限	報酬の有無	令和2年度の活動状況(標準的な区の例)	その他
岡山市	設置なし							
広島市	設置なし							
北九州市	設置なし							
福岡市	設置なし							
熊本市	設置なし							

指定都市都道府県調整会議の開催状況

(平成28年4月1日～令和2年12月31日)

指定都市名	回数	開催年月日	構成員 ※○内数字は下記参照	開催テーマ	法第252条の21の2第7項の規定に基づき定めたもの	会議の実施により効果があった(又は効果が見込まれる)事案及びその時期
札幌市	0	-	-	-	○	-
仙台市	2	H28.7.20 R2.1.31	<1>市長、知事 <4>市議会の代表者(議長) <7>県議会の代表者(議長)	・会議運営要綱について ・県・市の連携について ・県有施設等の再編について	○	-
さいたま市	0	-	-	-	×	-
千葉市	0	-	-	-	×	-
横浜市	2	H29.3.30	<1>市長、知事	・大都市行政について ・県市の協議連携について	○	<p>・バスポート発給事務の移譲:平成29年3月30日に開催した第1回調整会議における協議の結果、移譲に向けた検討を開始することについての合意がなされた。その後の検討の結果、平成31年3月22日に、県の事務処理特例条例が改正され、令和元年10月31日から本市が発給事務を実施し、新たに市バスポートセンターを設置することになった。</p> <p>・県と横浜・川崎両市は、高圧ガス保安法に基づく許認可権限の移譲を前提に、コンビナート地域の防災力の強化に向け、今後より一層の連携・協力を推進することを合意した。</p> <p>具体的には、来年度より、職員の技術力、地域の防災力の強化のため、新たに職員の相互交流を実施するとともに、同地域における防災訓練や事業所への合同立入検査などについて連携を一層強化して実施する。</p> <p>また、同権限の移譲については、「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」に新たに「検討部会」を設置し、住民の目線に立って、具体的な課題を協議する。</p> <p>・崖地の安全対策として、県と横浜市は、急傾斜地崩壊対策事業に係る事務の権限移譲について、住民目線に立って、今後協議を進めていくことを確認した。</p>
		R2.11.16	<1>市長、知事	・大都市行政について		
川崎市	1	R2.11.5	<1>市長、知事	・大都市行政について	○	<p>県と横浜・川崎両市は、高圧ガス保安法に基づく許認可権限の移譲を前提に、コンビナート地域の防災力の強化に向け、今後より一層の連携・協力を推進することを合意した。</p> <p>具体的には、来年度より、職員の技術力、地域の防災力の強化のため、新たに職員の相互交流を実施するとともに、同地域における防災訓練や事業所への合同立入検査などについて連携を一層強化して実施する。</p> <p>また、同権限の移譲については、「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」に新たに「検討部会」を設置し、住民の目線に立って、具体的な課題を協議する。</p>
相模原市	0	-	-	-	○	-
新潟市	5	H28.7.14	<1>市長、知事 <3>副市長、地域・魅力創造部長 <6>副知事、知事政策局長 <8>学識経験を有する者	・調整会議の運営方法について ・県と新潟市の課題整理について ・調整会議の今後の方向性について ・本県の拠点性向上に資する新潟市の都市機能向上に向けた取組について ・2020年に向けた文化プログラムの推進について	○	<p>・職員研修の共同実施(平成28年8月～)</p> <p>・ハイレベル国際コンベンション等新潟開催推進会議の設置(平成29年2月)→G20農業大臣会合の新潟市開催が決定(平成30年4月)</p> <p>・県保健環境科学研究所と新潟市衛生環境研究所の連携に関する覚書締結(平成29年2月)</p> <p>・「第34回国民文化祭、第19回全国障がい者芸術・文化祭新潟県実行委員会」を設立(平成30年3月)</p>
		H29.3.30		・新潟県の拠点性向上に資する新潟市の都市機能向上に向けた取組について		
		H29.8.10		・新潟県の拠点性向上に資する新潟都心の都市デザインについて		
		H30.7.23		・「新潟都心の都市デザイン」の進捗状況及び今後の取組について ・二重行政等の各テーマについて ・本県の拠点性向上に資する新潟市の都市機能向上に向けた取組 ・今後の調整会議の運営について		
		R1.8.7	<1>市長、知事 <3>副市長、政策企画部長 <6>副知事、知事政策局長 <8>学識経験を有する者	・「新潟都心の都市デザイン」の進捗状況及び今後の取組について ・二重行政等の各テーマについて ・本県の拠点性向上に資する新潟市の都市機能向上に向けた取組 ・今後の調整会議の運営について		
静岡市	0	-	-	-	×	-
浜松市	0	-	-	-	×	-
名古屋市	2	H28.4.19	<1>市長、知事	・調整会議運営要領について ・県・市の連携事業について ・第2回会議の開催について	○	-
		H28.8.30	<1>市長、知事 <3>市長が副市長のうちから選任した者 <4>市会が選挙により選出した者で2名以内 <6>知事が副知事のうちから選任した者 <7>県議会が選挙により選出した者で2名以内	・県・市の連携事業について		
京都市	5	H28.9.8	<1>市長、知事 <3>副市長、総合企画局長 <5>京都府教育長 <6>副知事、総務部長、政策企画部長 <9>京都市教育長	・調整会議の運営方法について ・文化庁の全面的移転に向けた連携 ・府市施設の連携強化 ・災害対策 ・次世代育成 ・産業・観光施策の連携強化 ・文化庁補助金と文化政策 ・次世代育成・医療・福祉 ・京都都市圏ネットワークの充実 ・府市施設の連携強化	×	<p>・京都難病相談・支援センターを府・市で共同設置・運営を開始(平成30年4月)</p> <p>・京都市水道技術研修施設における市・府・市町村の合同研修を実施(平成30年8月)</p> <p>・京都府立医科大学附属病院における病児保育事業の市民受入れの開始(平成30年12月)</p> <p>・子ども医療費支給制度の更なる拡充(令和元年9月)</p> <p>・オール京都による「スタートアップ・エコシステム支援協議会」の設立(令和元年12月から)及び国のスタートアップ拠点都市への選定(令和2年7月)</p> <p>・救急安心センター事業(#7119)の共同実施(令和2年10月)</p> <p>・府市それぞれの地球温暖化対策条例を府市連携のうえ改正(令和2年12月議決)</p> <p>・介護施設等での新型コロナウイルス感染症発生に備えた介護職員相互派遣協定の締結(令和2年10月)</p> <p>・新型コロナウイルス感染症罹患者採用支援事業の実施(令和2年度)</p>
		H29.11.9	<1>市長、知事 <3>副市長、総合企画局長 <6>副知事、総務部長、政策企画部長	・安心・安全のまちづくり ・子育て支援 ・産業・観光の振興		
		H30.8.29	<1>市長、知事 <3>副市長(3名)、総務部長、政策企画部長	・子育て支援の充実 ・安心・安全のまちづくりの推進 ・産業・文化・観光の振興		
		R1.8.28	<1>市長、知事 <3>副市長(3名)、総務部長、政策企画部長	・子育て支援の充実 ・安心・安全のまちづくりの推進 ・産業・文化・観光の振興		
		R2.8.26	<1>市長、知事 <3>副市長(1名)、総合企画局長 <6>副知事(1名)、政策企画部長	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止(医療・保健・福祉) ・京都経済の回復と府民・市民生活の下支え ・「ワイズコロナ時代の持続可能な京都のまちづくり		

指定都市都道府県調整会議の開催状況

(平成28年4月1日～令和2年12月31日)

指定都市名	回数	開催年月日	構成員 ※○内数字は下記参照	開催テーマ	法第252条の21の2第7項の規定に基づき定めたもの	会議の実施により効果があった(又は効果が見込まれる)事案及びその時期
大阪市	16	H28.4.19	<ul style="list-style-type: none"> <1>市長、知事 <3>副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員 <6>副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員 <8>学識経験を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府立大学・大阪市立大学統合に向けた検討体制や進め方について ・府立公衆衛生研究所・市立環境科学研究所統合に向けた検討体制や進め方について 	○	<p>大阪府・大阪市においては、いわゆる二重行政の解消に向けて、平成28年4月の自治法改正に先立ち、平成24年12月に大阪府市統合本部会議を設置し、取組みを進めてきた。</p> <p>平成27年12月には副首都推進本部会議に協議の場を移し、さらに平成28年4月には同会議を指定都市都道府県調整会議として位置付けた上で、引き続き、副首都・大阪にふさわしい都市機能の充実に向け、広域行政の一元化や二重行政の見直しの観点から、取組みを行っている。</p> <p>また、東西二種の一極として大阪の都市機能強化を図るべく、万博、IR及び国際会議の誘致などについても、同会議を活用して、府市共同での取組みを実施している。</p> <p>【継続した取組みの結果、平成28年4月以降に実現したもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府市地方衛生研究所の統合・地方独立行政法人化(平成29年4月実現) ・府市公設試験研究機関の統合(平成29年4月実現) ・2019年G20サミット首脳会議の府市共同での誘致(平成30年4月誘致決定) ・2025年日本万国博覧会の府市共同での誘致(平成30年11月誘致決定) ・府市大学の法人統合(平成31年4月実現) ・府市中小企業支援団体の統合(平成31年4月実現) ・大阪港湾局の共同設置(令和2年10月実現) <p>【現在も取組みを進めているもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合型リゾート(IR) <大阪誘致に向けた取組み> ・消防、水道、下水道 <府域事業の最適化に向けた取組み> ・府市大学の統合 <新大学開学に向けた取組み>
		H28.7.22	<ul style="list-style-type: none"> <1>市長、知事 <3>副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員 <6>副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪における新たな大都市制度(総合区制度・特別区制度)について 		
		H28.8.22		<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府立大学・大阪市立大学の統合に向けた検討状況について ・府立産業技術総合研究所・市立工業研究所の統合に向けた検討状況について ・府立公衆衛生研究所・市立環境科学研究所の統合に向けた検討状況について 		
		H28.12.27		<ul style="list-style-type: none"> ・主な府市連携課題の検討状況について ・副知事・副市長会議の設置について 		
		H29.1.31	<ul style="list-style-type: none"> <1>市長、知事 <3>副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員 <6>副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員 <8>学識経験を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・IR推進会議について ・2025日本万国博覧会開催に向けた府市の取組について ・国連犯罪防止・刑事司法会議(コンGRES)の誘致について ・総合区・特別区(新たな大都市制度)に関する意見募集・説明会の報告 ・A項目及びB項目以外の事務事業の取組みについて 		
		H29.6.20		<ul style="list-style-type: none"> ・府市連携課題の進捗状況について ・副首都実現に向けた都市機能の強化について 		
		H29.8.29		<ul style="list-style-type: none"> ・副首都実現に向けた都市機能の強化について ・大阪府立大学・大阪市立大学の統合に向けた検討状況について ・副首都・大阪に向けた取組み状況について 		
		H29.11.9	<ul style="list-style-type: none"> <1>市長、知事 <3>副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員 <6>副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・G20サミット首脳会議の誘致について 		
		H30.1.26	<ul style="list-style-type: none"> <1>市長、知事 <3>副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員 <6>副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員 <8>学識経験を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・副首都実現に向けた都市機能の強化について 		
		H30.4.2	<ul style="list-style-type: none"> <1>市長、知事 <3>副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員 <6>副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年G20大阪サミット推進本部の設置について 		
		H30.6.28	<ul style="list-style-type: none"> <1>市長、知事 <3>副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員 <6>副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員 <8>学識経験を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・副首都実現に向けた都市機能の強化について ・改革評価について 		
		H30.12.20	<ul style="list-style-type: none"> <1>市長、知事 <3>副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員 <6>副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員 <8>学識経験を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・新大阪駅周辺地域のまちづくりの検討体制について ・副首都実現に向けた都市機能の強化について ・改革評価について 		
		H31.2.12	<ul style="list-style-type: none"> <1>市長、知事 <3>副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員 <6>副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・万博会場予定地南エリア30ヘクタール埋立の追加工事について ・IR(統合型リゾート)の誘致に向けた府市の取組みについて 		
		R1.5.20		<ul style="list-style-type: none"> ・副首都実現に向けた都市機能の強化について 		
R1.8.27	<ul style="list-style-type: none"> <1>市長、知事 <3>副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員 <6>副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員 <8>学識経験を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪の臨海部の戦略について(うち港湾管理の一元化について) ・副首都実現に向けた都市機能の強化について ・府立大学と市立大学の統合に向けた検討について 				
R2.12.28		<ul style="list-style-type: none"> ・府市一体化・広域一元化に向けた条例案の検討にあたって 				

指定都市都道府県調整会議の開催状況

(平成28年4月1日～令和2年12月31日)

指定都市名	回数	開催年月日	構成員 ※○内数字は下記参照	開催テーマ	法第252条の21の2第7項の規定に基づき定めたもの	会議の実施により効果があった(又は効果が見込まれる)事案及びその時期
堺市	0	-	-	-	○	-
神戸市	5	H28.12.1		<ul style="list-style-type: none"> ・都市の魅力づくり ・インバウンド拡大に向けた取組 ・中小企業支援における連携強化 ・県営住宅と市営住宅の連携強化 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラの申請受付の一元化(平成30年4月) ・新長田合同庁舎の完成、供用開始(令和元年7月～) ・県が管理する河川の管理権限移譲(実現に向けて県市で協議中であり、時期は未定)
		H29.11.29	<ul style="list-style-type: none"> 〈1〉市長、知事 〈3〉副市長、企画調整局長、行財政局長 〈4〉市会の代表者2名以内 〈6〉副知事、企画県民部長、神戸県民センター長 〈7〉県議会の代表者2名以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・県政150周年記念事業の推進 ・兵庫・神戸の活力創出 ・次世代産業の育成 ・広域観光の振興 ・行政サービスの更なる改善 		
		H30.12.17		<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策の推進 ・賑わいを創出するまちづくりの推進 ・ゴールドスポートイヤーズを契機とした誘客促進 ・次世代成長産業の創出支援 		
		R1.12.17	<ul style="list-style-type: none"> 〈1〉市長、知事 〈3〉副市長3名、企画調整局長、行財政局長 〈4〉議長、副議長 〈6〉副知事2名、企画県民部長、神戸県民センター長 〈7〉議長、副議長 	<ul style="list-style-type: none"> ・賑わいを創出するまちづくりの推進 ・交流の基盤となる交通インフラの整備 ・次世代成長産業の創出支援 ・世界的大会等の開催に向けた取組推進 		
		R2.12.15		<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症への対応 ・魅力あふれるまち・地域づくり ・起業・創業の活性化 ・県が管理する河川の管理権限移譲 ・県民緑税の延長 ・今後のスポーツ振興 		
岡山市	4	H28.11.14		<ul style="list-style-type: none"> ・空港南産業団地の分譲に向けた企業誘致活動 ・空港利用の促進 ・日本遺産の申請 ・「春の鳥城灯籠郷」と「春の幻想庭園」の開催 ・道路交通基盤整備の推進 ・中国横断自動車道岡山米子線の暫定2車線区間の4車線化 ・女性の活躍推進 ・教育分野での連携強化 	×	-
		H29.11.20	<ul style="list-style-type: none"> 〈1〉市長、知事 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光振興 ・岡山芸術交流の開催 ・2020年東京オリンピック・パラリンピック等の事前キャンプ誘致 ・少子化対策の推進 ・移住定住の促進 ・国道2号の総合的な渋滞対策 ・美作岡山道路の整備促進 ・水素社会の早期実現 		
		H30.11.16		<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年7月豪雨災害 ・美作岡山道路の整備 ・G20岡山保健大臣会合の開催 ・少子化対策の推進 ・日本遺産「桃太郎伝説の生まれたまち おかやま」 ・観光振興 ・岡山芸術交流2019の開催 		
		R1.11.1		<ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙防止対策の推進 ・子宮頸がんの予防 ・外国人施策 ・治水対策に係る連携 ・美作岡山道路の整備促進 ・日本遺産「桃太郎伝説の生まれたまち おかやま」の情報発信 ・東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて ・学校におけるESD・SDGsの推進 		

指定都市都道府県調整会議の開催状況

(平成28年4月1日～令和2年12月31日)

指定都市名	回数	開催年月日	構成員 ※○内数字は下記参照	開催テーマ	法第252条の21の2第7項の規定に基づき定められたもの	会議の実施により効果があった(又は効果が見込まれる)事案及びその時期	
広島市	7	H28.6.1	<1>市長、知事	・オバマ米国大統領広島訪問に係る今後の取組について ・伊勢志摩サミット・広島外相会合を契機とした広島県と三重県高校生の交流について ・土砂災害に強いまちづくりに向けた連携について ・広島港湾計画の改訂について ・福祉医療費公費負担事業について ・地域密着型特別養護老人ホームの整備に伴う県補助金の交付について ・指定都市都道府県調整会議の運営について	○	-	
		H29.2.8		・広島都市圏の活性化について ・浅野氏入城400年に向けた取組について ・医療・保育・介護人材の育成について ・「山・海・島」体験活動について ・全国都市緑化フェアの開催に向けて			
		H29.9.13		・第27回国連軍縮会議の広島開催について ・イノベーションの推進について ・ひろしま都心活性化プランの推進について ・中山間地域振興対策について ・特産品の海外販路の拡大について			
		H30.2.6		・まちの活力創出に向けたスポーツ振興について ・ひろしま都心活性化プランの推進について ・妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援について ・救急医療体制の整備について			
		H30.9.7		1 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興への対応について (1) 県市連携による災害復旧事業の早期実現について (2) 観光産業に対する風評被害防止、観光客誘致のための取組について (3) 被災企業等の産業復興に向けた支援について (4) 今回の災害を踏まえた災害対策の再構築等について 2 ひろしま都心活性化プランの推進について			
		R1.6.10		・都心の拠点性の向上について ・平成30年7月豪雨災害の教訓を生かした避難行動につながる取組について ・国際的・全国的スポーツ大会の誘致について ・広島港宇品地区のクルーズ受入機能の強化及び周辺エリアの賑わい創出について			
		R2.2.7		・東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組について ・都心の拠点性の向上について ・避難行動等の研究結果を踏まえた取組と自主防災組織の呼びかけ体制構築について ・全国都市緑化ひろしまフェアの開催について			
北九州市	0	-	-	-	×	-	
福岡市	0	-	-	-	-	×	-
熊本市	2	H29.5.29 H31.1.21	<1>市長、知事 <3>副市長 <4>市議会の代表者(議長) <6>副知事 <7>県議会の代表者(議長)	・被災者の住まいの確保について ・文化・芸術にかかわる行政の連携について ・被災者の住まいの再建(恒久的な住まいの確保)について ・国際スポーツ大会(ラグビーワールドカップ、女子ハンドボール世界選手権大会)の推進について	×	・本市では、被災者に対する住まいの確保のため災害公営住宅を補完する手段として公営住宅の活用を検討していたが、会議での協議により、昨年度から県営住宅についても提供できることになった(平成30年5月1日)。 ・会議後、熊本県と熊本市の連携を強化し、県全体の文化芸術の更なる振興を図るため、「熊本県と熊本市との連携による文化芸術の振興に関する覚書」を締結した(平成29年5月29日)。	

※構成員欄の○内数字は次のことを表している。

- (1): 指定都市の市長又は包括都道府県の知事(地方自治法第252条の21の2第2項第1号、第2号)
- (2): 指定都市の市長以外の執行機関の委員長等(同条第3項第1号)
- (3): 指定都市の市長の補助機関である職員(同条第3項第2号)
- (4): 指定都市の議会の議員(同条第3項第3号)
- (5): 包括都道府県の知事以外の執行機関の委員長等(同条第3項第4号)
- (6): 包括都道府県の知事の補助機関である職員(同条第3項第5号)
- (7): 包括都道府県の議会の議員(同条第3項第6号)
- (8): 学識経験を有する者(同条第3項第7号)
- (9): 指定都市の市長又は包括都道府県の知事以外の執行機関の権限に属する事務の処理について協議を行う場合に、構成員として加えるものとされている当該執行機関の委員長等(同条第4項)